

国民健康保険税

課税限度額の改正について

市民生活部保険年金課

1 課税限度額

(1) 課税限度額の考え方

- ・国はサラリーマンが加入する被用者保険とのバランスを考慮し、段階的に法定限度額の引上げを行っている
- ・苫小牧市も国に合わせて段階的に課税限度額の引上げを行っている

(2) 課税限度額の本市の現状

年度	医療分		支援分		介護分		合計		
	国	苫小牧市	国	苫小牧市	国	苫小牧市	国	苫小牧市	
R1	61万円	54万円			16万円		96万円	89万円	
R2	63万円	58万円	19万円	19万円	16万円	16万円	99万円	93万円	
R3		61万円						96万円	
R4	65万円	63万円	20万円	20万円	17万円	17万円	102万円	99万円	
R5		65万円	22万円				20万円	104万円	102万円
R6			24万円				22万円	106万円	104万円

(3) 道内他市の状況

令和6年度では、道内35市のうち、28市が法定限度額と同額の106万円、本市を含めた7市が104万円となっている。

課税限度額	市数	市名
106万円	28市	札幌市、函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、北見市、夕張市、岩見沢市、網走市、留萌市、稚内市、美唄市、芦別市、赤平市、紋別市、士別市、名寄市、三笠市、千歳市、滝川市、砂川市、歌志内市、富良野市、登別市、伊達市、北斗市
104万円	7市	苫小牧市、江別市、根室市、深川市、恵庭市、北広島市、石狩市

(4) 改正の必要性

平成30年度の国保都道府県化において、市町村が都道府県に納める国保事業費納付金は、法定限度額を基準として積算され、法定限度額に達していない場合は、その税収不足分を補うため税率を上げる必要がある。そうすると低中間所得者層の負担が増えることになる。

したがって、所得に応じた保険税負担の公平性の観点からも、課税限度額の引上げが必要と考えている。

(5) 苫小牧市国民健康保険運営協議会への諮問の結果

法定限度額に合わせた課税限度額の引上げに対して「適当」である答申をいただいた。

2 課税限度額の改正案

(1) 令和7年度課税限度額(改正案)

- 所得に応じた公平な負担を求め、低中間所得者層に配慮するため、104万円から106万円への引上げを行う(令和6年度国基準と同額)

限度額	①医療分	②支援分	③介護分	合計
引上げ前	65万円	22万円	17万円	104万円
引上げ後	65万円	24万円	17万円	106万円
差額	—	+2万円	—	+2万円

(2) 改正に伴う影響

課税限度額の引上げにより、影響する世帯は173世帯、保険税調定額は約300万円の増額が見込まれる。